

■【トピックス】

消費税率8%へ！



消費税率が平成26年4月1日から、現行の5%から8%へ変更されることが正式に決まりました。この決定により来年の3月までは住宅や車などの駆け込み需要が盛り上がるようになります。しかし、その後は反動で需要減が予想されます。

そうすると、来年の今頃の安倍政権の支持率はどうなっているのでしょうか？現在は高い支持率ですが、消費税増税、TPP、福島原発汚染水問題の3つが今後の政権の支持率を左右しそうです。

■【ビジネス・アイ】

消費税増税対策！

- 社長 「来年の4月からの消費税の増税が決まったね」
花野 「3%の増税が決まりましたね。これで耐久消費財であるマンションなどの住宅や自動車の需要が来年3月まで高まりますね」
社長 「これでしばらくは、物が売れるかもしれないけど、来年の4月以降は、前の時のように反動が出て景気が冷え込みそうだね」
花野 「そうですね。需要を先食いするのでその反動は避けられないですね。でもまた次の10%への増税が控えていますから、その前にもう一度需要が盛り返すかもしれませんね」
社長 「そうなるといいんだけどね。それはそうと得意先への消費税の転嫁がスムーズにいくか心配しているところなんだよ」
花野 「得意先が大規模小売事業者であれば、消費税転嫁対策特別措置法という法律によって、転嫁を拒否できないように縛りがあるんですけどね。そうじゃないと実際は難しいですね」
社長 「そうなんだよ。今でも値引きの要請は普通にあるしね。増税分を結局はうちが被ることになるかもしれないね」
花野 「消費税転嫁対策特別措置法が適用されなくても、独占禁止法や下請法の適用になるケースも出てきそうですね」
社長 「実際そういうケースでも、今後の取引を考えると泣き寝入りということもあるだろうね」
花野 「そこが大きな問題ですね」

■【今月のキーワード】

消費税転嫁対策特別措置法

正式名称は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法といいます。

この法律により、大規模小売事業者は取引先の事業者等に対して、次の行為が禁止されます。①減額、②買ったとき、③購入強制・役務の利用強制・不当な利益供与の強制、④税抜価格での交渉の拒否、⑤報復行為などです。

違反した場合には公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

■【今月の1冊】

『Google Analytics で集客・売上をアップする方法』

玉井 昇 著

ソーテック社 ¥1480

今の時代、中小企業でもホームページ（HP）を持っていることは当たり前になりました。しかし、持っているだけで売上に結び付いている会社は、そうは多くありません。

HPは作ってしまえば終わりではなく、そこから改良していくことが必要です。どこを改良すればいいのか教えてくれる無料ツールがこれです。中小企業こそ活用すべきですね。



■【編集後記】

9月に13年間乗った自家用車を買って替えました。自動車といえども13年間のテクノロジーの進歩は目を見張るものがありますね。新しい車はこれまでに増して運転しやすいですね。ちなみにハイブリッド車ではなくガソリン車です。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 80（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2013.11.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦丸ビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>